

第5回登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会 都市調和部会 議事録

- ◆ **開催日時** 平成26年8月11日(月) 18:30 ~ 19:30
- ◆ **開催場所** 登別市役所 第2委員会室
- ◆ **出席部会員**

部会長	長部 正之
部会員	荒川 昌伸
	谷崎 博美
	中川 信市
	林田 康光
	山谷 桂司(市庁内検討委員会 部会長)
	【都市整備部次長】
	宮崎 修(市庁内検討委員会 副部会長)
	【都市計画・公園グループ総括主幹】
- ◆ **欠席部会員** 副部会長 西尾 拓也
- ◆ **事務局** 沼田 久人【総務部企画調整グループ総括主幹】
打田 知之【総務部企画調整グループ主査】
- ◆ **議題** 地域景観の形成について

(部会長)

第5回の都市調和部会を開催いたします。
まず、事務局からお話があります。

(事務局)

前回、委員より提案をいただいていたコンパクトシティに関する勉強会についてありますが、8月での開催を予定し、相手方とお話を進めていましたが、先方の都合もあり、9月の開催となります。

そこで、毎月2回開催としています部会を、8月中にもう一度開催しまして、9月に勉強会という形にしてはと考えていますがいかがでしょうか

(部会長)

部会の進捗としては、遅れているのでしょうか

(事務局)

まだ入り口に入ったばかりですので、進んでいるとは言いがたいです。

(部会長)

前回までは、機能的で快適な都市空間づくりについてやってきましたが、コンパクトシティに関する勉強会を経て、ここの内容について検討していくこととしておりましたので、ここの部分の検討は、勉強会の後に行うこととしまして、2の「地域景観の形成」というところの議論を、本日と8月中のもう一回の部会で進めていきたいと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

開催日としましては25日、29日のいずれかの開催ではいかがでしょうか。

(部会長)

8月25日の月曜日、18時30分より次回の部会を開催させていただきます。

(事務局)

また、コンパクトシティに関する勉強会の開催日ですが、9月16日、18日、19日のいずれかの日の開催としたいのですが、いずれの日にいたしましょうか。

(部会長)

9月16日、火曜日の18時30分の開催といたします。

(部会長)

それでは、本日は第1節の2「地域景観の形成」、「地域に根ざした景観形成」「①景観づくりに関する市民会議の設置」、「②景観条例の制定」、「③景観形成基本計画に基づく実行計画の策定」、「④景観意思の啓発」ということで、ここの議論に入っていきたいと思いますが、はじめに「①景観づくりに関する市民会議の設置」についてですが、具体的な内容は、「良好な景観形成を市民と協働で総合的に推進するため市民や学識経験者により構成する会議を設置します。」ということに第2期基本計画ではなっておりますが、このことについて皆さんはどのようなご意見をお持ちでしょうか

(事務局)

2期基本計画で掲げる事項については、現在進められており第3期基本計画案の方では、「①景観形成に関する実行計画の策定」と「②景観意識の啓発」としておりますので、3期基本計画のほうで検討をお願いします。

そこで、庁内検討部会副部長より、景観・緑化に関する条例について、その市民会議から提言いただいたことについて説明いただけますか

(庁内検討部会副部長)

景観緑化に関する条例にかかる経緯についてご説明しますと、平成19年に市民自治推進委員会というものが設置されており、その委員会に景観と緑化に関する条例について、その内容の検討をお願いした経緯があります。

委員会で3年程度の期間を掛けて素案に関する提言をいただきましたが、さらに多くの市民の声を聞いたほうが良いと考えまして、市民会議を設置して3年間ほどの議論を経て条例素案についての提言をいただいたところです。

市民会議は、関係団体から推薦のあった方と一般公募の22名により構成され、市民自治推進委員会より提言のあった内容をさらに議論した結果を、市民会議提言としてまとめたものとなっています。

提言の内容についてですが、基本的には市民にわかりやすくかつ実効性を伴ったものを目指して条例づくりを進めてきましたが、生態系の保全や在来種の保護、外来種の問題など専門的な問題が多く、これをまとめることに時間を費やし、最終的には景観とみどりの形成と保全を一体的に進める形の条例とすることとしております。

この条例の目的ですが、「市民と市と事業者が協働で、良好な景観と豊かなみどりを新たに作り次代に継承していく」こととしており、まずは、景観とみどりを守り育て、新たに作る、そして次代に継承していくということを基本として理念を6つ設定しております。

1つ目は、「良好な景観と豊かなみどりはこのまちに関わる人々の貴重な共有財産であることから市民、市及び事業者が守り育て作らなければなりません」2つ目は「良好な景観と豊かなみどりは地域の歴史、文化、経済活動の違いなどにより特有の個性を持つことから、地域の特性を踏まえ守り育て作らなければなりません」3つ目が「良好な景観と豊かなみどりは子供たちの成長にとって大きな糧となることから、子供たちの心身をはぐくむという視点で守り育て作らなければなりません」4つ目は「良好な景観と豊かなみどりは潤いのある市民生活に欠くことのできないものであるとともに魅力ある観光資源になることから市民生活の向上と観光振興に資するよう守り育て作らなければなりません」5つ目は「良好な景観と豊かなみどりは多様な生物が生息する自然環境によってもたらされるものであることから、この自然環境を損なわないようにしなければなりません」6つ目が「良好な景観と豊かなみどりは、先人たちが遺した大切な財産であることから、その掘り起こしを行い、価値を共に認識し、次代へ引き継がなければなりません。」とする6つの基本理念をもとに、これに基づく施策などについて定めています。

この条例の中で特徴的なものとしましては、「景観・みどり遺産の指定」というものがありまして、市民の方が将来に残したい景観などを遺産として残しておくほか、「モデル地区の認定」というものもありまして、景観・みどりづくりを重点的に勧めていく地域をモデル地区として市が承認し、それを守り育てるといったものを定めております。

また、この条例を実効性のあるものとするために「景観・みどりに関する推進会議の設置」を位置付けていまして、市民の方々の推進体制についてなど、さまざまな提言をいた

だく組織を設置することとしています。

そのほかにも「景観・みどり審議会の設置」ということで、景観・みどりに関する重要事項を審議する機関として設置することとしています。

また、条例の実効性を高めるため、景観・みどりプランとして実行計画を策定することを位置づけています。

提言は、7月29日に市にいただいており、この提言をもとに市として検討会議を開催しておりますけれども、その中でも条例の内容を検討し、若干の修正を加えるなどして条例原案を作り、議会の承認を経て成案となるもので、来年の4月での施行を目指しています。

(事務局)

第2期基本計画の時には、まず、景観・緑化条例を市民とともに作るということが、大きな柱となって、これまで進んできました。

第3期では、この流れを汲みながら出来上がった条例をもとに実行計画などを作って具体的に取り組んでいくということが、今後の10年となるわけです。

基本的には、登別の地域特性に合った景観を作っていきたいということが、第2期、第3期ともに掲げる大きな目標となっており、その理念を条例で定めるということで進んでいるということです。

皆さんが思う登別の景観と言うもののイメージはどのようなものでしょうか、また、どのようなイメージをもって基本計画に謳い込んでいくべきでしょうか。

(部会員)

景観といっても、保存していくものと作っていくものがあるわけで、それは自然的な景観でどのようなものがあるのか、また、居住地の景観をどのように作っていくのかということを考えなければならないのでしょうか。

(事務局)

基本計画の中では、皆さんが思い浮かべる登別の景観を作り出すためには、どのような施策が必要なのかを考えていただけたらと思います。

(部会員)

私たちが、見ている景観の必要性をどのような形で残していくのかということですね。

(事務局)

具体的な場所を思い浮かべた中で、必要な施策を考えていただけたらと思います。

(部会長)

質問なのですが、景観・緑化に関する条例の中では都市空間を含めた中での議論をするべきでしょうか

(事務局)

一般的な景観・緑化条例については、景観を維持するために建物の高さ制限をするなどもものもありますが、そのあたりの規制は北海道の条例などでも定めておりますので、市の定める条例としては、概念的なものですとか心象的なものですとか、そういったものを謳うものとしてイメージしていますので、自然景観と既成の人造物も含め景観と捉えていただければと。

(事務局)

先ほどご説明した市民会議が提言した提言書をご用意しますので、それを踏まえたもので考えていただければとは思いますが。

(部会員)

景観とみどりの保全は関連してくるものだと思うんですね。

自然の多様性という視点で考えれば、森は多様性の供給源であって、緑の回廊があって市街地があって街路樹まで考えて作るべきだと思うんですね。

もうひとつは、われわれは自然を利用していかなければならない部分ということもありますし、保全していかなければならない部分もありますし、創造していかなければならない部分もあるのだと思います。

(部会員)

自然共生の点で言うと、河川に魚道を整備しているところがあるけれども、そこに近づくこともできないわけですから、魚道に近づけるような遊歩道を整備すると良いと感じますが。

(部会員)

自然の共生という主体を持って景観形成を考えるとそのような整備が必要になってくると思います。

(部会員)

増水しているときを除けば川の近くまでいけるような河川であるといいなと感じますが。

(部会員)

そうなると、以前にも話題になりましたが事故があったときの責任の話になってくると
思います。

ただ、そういったものを緩められないと景観を良くしようとしてもできないのしょう
ね。

(部会長)

事故の問題ですとか、なんでも事故の原因を行政とするそういった意識を薄めるよう啓
発することも必要になってくると思いますね。

(部会員)

富岸川では、河川の柵を木で作っていたけれども、朽ちてしまってその用をなしていな
いんですよ。いいものなのですが。

(部会長)

魚道は、なかなか近くでは見られないのですが、魚がきちんとあがってくるんですよ。
ああいった様子を間近で見られると良いと思うのですが。

(部会員)

幌別ダムなどは、昔はボートが乗れたりレストランがあったり、とても良いものだと思
いましたけれど、なかなかダムを見るということもないでしょうし、景観としてはとても
良いものだと思いますが。

(部会員)

ダムの上の魚道は結構しっかりと機能していて、サクラマスが遡上するんですね。

(部会員)

あと、心配しているのですが、登別は産廃施設が多いですよ。
今後の計画も気になりますが、跡地の活用ということがなかなかできないんですよ。

(庁内検討部会部会長)

今、部会員がおっしゃったように「阻害する景観」というものもあるのかもしれないで
すね。

それをどうするのかということも考えていかなければならないでしょうね。

(部会員)

まったく別の話になってしまうのですが、たとえば工事をするとき生態系の連続性や緑の連続性にどこまで配慮をすればよいのかという整理も必要ではないでしょうか。

工事をする場所に貴重な植物があれば、その植物を移植するなどの生態系の補償をしていかなければならないのかですとか、こういった整理も必要です。

(部会長)

提言書を見せていただいた中で、こういった考え方は盛り込まれているのではないかと考えますが。

(庁内検討部会副会長)

これは、阻害物件に対する改善措置ということで、先の部会員からあった内容については、基本理念の中で生物の多様性の確保ということで組み込んでいます。

(部会員)

提言書を見た中で、これらのことが組み込まれているのはわかりますが、実際に強制力をもって条例を推進できるのかということが心配しているところです。

(庁内検討部会副会長)

部会員のように専門的知見を持ち合わせている方もいらっしゃいますが、まずは、市民の方に広く周知を図るところからは始める必要があると考えていますので、そういったことについても条文でうたわれています。

(事務局)

今回お配りした提言書なのですが、前段に条例本文が記載されていまして、中ほどから条文の解説が記載されていますので、この解説文をお読みいただければ市民会議で話し合われたことがわかるのではないかなと思います。

端的に整理すると登別市には将来に残していくべき景観があつて、これを指定して未来につないでいくために、理念を市民に理解していただくことも必要ですし、市民や市、事業者がそれぞれに取り組まなければいけないことがあるんですよ、ということをおうたっているものですね。

(庁内検討部会副会長)

これまで、景観条例をうたっているまちは、歴史低建造物があるところ例えば小樽や函館ですとか、そういったところに阻害する建物などを建てられては困るので条例で規制するところから条例作りが始まっているのですが、登別では今あるすばらしい景観を残し、

あるいは創り出して、それを残していくということに重点を置いたものとなっています。

(事務局)

今回の条例は規制条例的な要素は少ないと思いますが、それは北海道の条例で一定の規制がされているからということですか。

(庁内検討部会副部長)

北海道の条例では、景観を阻害する恐れがある建物として建物の高さを定めて届出をさせるようにしています。

北海道はその届出を審査した中で、必要な改善をさせますし、当然市町村にも協議があります。

(部会員)

市としてすでに保全するために指定しているものはありますか

(庁内検討部会副部長)

キウシト湿原については、法律に基づいて保護していく地域として指定しています。

そのほかには、日本工学院北海道専門学校の付近にミズナラの大木があるのですが、これは北海道の条例で指定され保全することとされています。

また、登別温泉一帯は国立公園内ですので、法律の規制が掛けられていまして、電柱の色なども指定されています。

(庁内検討部会部会長)

このように、法律や北海道の条例で一定の規制はあるのですが、これ以上に厳しい規制を設けようとするときには、さらに手続きが必要になります。

(部会員)

登別にはビューポイントと呼ばれる場所はないのですか

(庁内検討部会部会長)

例えばですが、幌別駅から北駅前通りを見るとカムイヌプリが大きくそびえる様子が見られますよね。

確か、以前に部会員が提供くださったマップにも掲載されたと思いますが。

(部会員)

ビューポイントに書かれた場所から見えなくなってしまうこともありますよね、ある意

味ではビューポイントの保全も必要かもしれませんね。

(部会員)

どんどん規制や指定をしてみてもいいですか。

(庁内検討部会副会長)

個人の財産権というものもありますから、なかなか強制力は持ちづらいですね。

(部会員)

指定をしないよりは、指定をしたほうが残りますよね、室蘭では歴史的建造物を指定する動きなどもありましたので、今後はそういった動きになってくるのではないのでしょうか。

指定をする動きがなければ市民も気づかないことも多いんですよね。

例えば、登別駅などは石造りのとてもすばらしい建物なんですね。

駅としてはかなり歴史のあるものですから、リニューアルするにしてもそのよさは残さなくてはならないでしょうね。

(部会員)

登別駅も80年以上の歴史を誇る建物ですから、あの駅舎を中心として地域の景観をどのように作っていくのかということだと思ってしまうので、保存する指定をしたほうが良いでしょう。

(事務局)

ただし、当然指定をするときには所有者に相談するわけですね。

(庁内検討部会副会長)

相手方があることですので指定をするには所有者の承諾は必要になります。

(部会員)

どのような形で残していくのかという手法が大事になってきますね。

(事務局)

具体的なイメージがわいてきたことと思いますが、こういったものをどのように残していくのか、条例の理念の推し進める施策の具体的な方向性をどのようにすればいいのか、というところを今後お話していただければと思いますので、本日お渡しした提言書をお読みいただき、この提言書でうたわれている内容を踏まえてお話いただければと思います。

(部会長)

地域に根ざした景観形成という点では、本日説明いただいた中でイメージが出来上がってきていると思いますので、今日いただいた提言書を読んでから、皆さんのお話をいただきたいと思います。

それでは、次回は8月25日の月曜日に開催します。

お疲れ様でした。